

## あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱

令和5年8月1日

告示第98号の2

(趣旨)

第1条 この告示は、電気料金、食材料費等の物価高騰の影響が大きく見込まれる障害福祉サービス事業所等に対して交付するあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 基準日において、児童福祉法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福井県の指定又はあわら市の指定（以下「県等の指定」という。）を受け、市内で別表に掲げる障害福祉サービス等を行っていること。  
ただし、令和8年1月2日以降に新たに開始した障害福祉サービス等については、令和8年3月1日までに指定を受けているものに限り、交付の対象とする。
- (2) 申請日時点において障害福祉サービス等を休止又は廃止していないこと。
- (3) 申請月の翌月末日までに当該障害福祉サービス等の廃止を行う予定がないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(支援金の額及び基準日)

第4条 支援金の額及び基準日は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書（様式第1号。以下この条において「交付申請書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、訪問系の障害福祉サービスについて、あわら市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱（令和5年あわら市告示第98号の5）に基づく支援金の交付対象として申請している場合には、当該サービスを交付申請書兼請求書に計上してはならない。

- (1) あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書（様式第2号）
- (2) 振込先の確認ができる書類の写し
- (3) 料金が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否及びその額について決定し、あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号)又はあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をしたときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(支援金の取消し及び返還)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第8条 支援金の交付を受けた者は、当該支援金に係る書類を、支援金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和5年12月22日告示第161号の4)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年12月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和6年7月1日告示第97号の2)

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和7年1月31日告示第23号の2)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年9月19日告示第98号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年9月19日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則 (令和7年12月17日告示第132号の5)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年12月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

区分	対象施設・サービス種別	支援金の額	基準日 (補助対象期間)
入所系	施設入所支援 共同生活援助 福祉型障害児入所施設	1,800円に令和8年1月1日時点における定員数を乗じて得た額。ただし、食事を提供している場合は、3,800円に定員数を乗じて得た額を加算。	令和8年1月1日 (1～3月)
通所系	短期入所 生活介護 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 児童発達支援 放課後等デイサービス	1,440円に令和8年1月1日時点における定員数を乗じて得た額。ただし、食事を提供している場合は、1,400円に定員数を乗じて得た額を加算。	令和8年1月1日 (1～3月)
訪問・相談系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 地域移行支援 地域定着支援 計画相談支援 障害児相談支援	1施設当たり 11,850円	令和8年1月1日 (1～3月)

#### 備考

- 1 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を一体的に運営している場合には、一の事業所として取り扱うものとする。
- 2 地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援及び障害児相談支援を一体的に運営している場合には、一の事業所として取り扱うものとする。
- 3 短期入所については、入所系サービスと重複するものを除く。
- 4 自立訓練（生活訓練・機能訓練）については、宿泊型自立訓練を含む。
- 5 入所系サービスと通所系サービスを一体的に運営している場合は、いずれか一方を補助対象とする。ただし、入所系サービスと通所系サービスで個別の県等の指定を受けている場合にはそれぞれ交付対象とすることができる。
- 6 通所系サービスについては、障害児通所支援の多機能型事業所の定員の合計数を全てのサービスを通じて設定している場合には、その合計数を算定することとし、重複し

て算定することはできない。

7 令和8年1月2日から令和8年3月1日までに県等の指定を受けた障害福祉サービス等に係る支援金については、指定日が月の初日である場合は当月分から、月の初日でない場合は翌月分からを月割で算定する（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）ものとする。この場合において、別表中「令和8年1月1日」とあるのは「指定日」と読み替えるものとする。

あわら市長 様

申請者  
 住所（法人所在地）  
 氏名（法人名及び代表者氏名）  
 連絡先（電話番号）

あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書

補助金等の交付を受けたいので、あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

なお、市に対して納付又は納入すべき税の納付状況及び申請内容の審査に係る他市町等への照会について、市長が調査することに同意します。

1 補助年度		令和7年度			
2 補助金等の名称		あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金			
3 補助事業等	(1) 名称	あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業			
	(2) 目的	障害福祉サービス等事業所の経済的負担の軽減			
	(3) 概要	物価高騰の影響が大きく見込まれる市内の障害福祉サービス事業所等に対し、電気料金、食材料費高騰分相当を支援し、経済的負担を軽減することにより、事業の安定的な提供を維持する。			
4 補助金等の交付申請及び請求額		円			
5 補助金等の振込先	金融機関名		銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
	金融機関コード		支店コード		
	口座種別	普通 ・ 当座			
	口座番号（7ケタ）				
	(フリガナ)				
口座名義人					
6 添付書類 (提出する書類の□欄をチェック(☑)してください。)		<input type="checkbox"/> あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 食事提供の有無及び料金が確認できる書類の写し（運営規程・料金表など） <input type="checkbox"/> 振込先口座が確認できる書類の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類			

様式第2号（第5条関係）

あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金額内訳書

【基準日：令和8年1月1日】

【電気料金相当分】

分類 サービス種別	事業所名称 (1)	定員数 (2)	補助単価 (3)	支援金額(4) (2) × (3)
<b>【入所系】</b>				
			1,800 円	
			1,800 円	
			1,800 円	
<b>【通所系】</b>				
			1,440 円	
			1,440 円	
			1,440 円	
<b>【訪問・相談系】</b>				
			11,850 円	
			11,850 円	
			11,850 円	

分類 サービス種別	事業所名称 (1)	定員数 (2)	補助単価 (3)	支援金額(4) (2) × (3)
<b>【入所系】</b>				
			3,800 円	
			3,800 円	
			3,800 円	
<b>【通所系】</b>				
			1,400 円	
			1,400 円	
			1,400 円	

- 1 事業所名称は、所管官庁に届出をしている名称とする。
- 2 (2)定員数：基準日現在の人数
- 3 令和8年1月2日から令和8年3月1日までに県等の指定を受けた障害福祉サービス等については、月割で算定する（1,000 円未満の端数は切捨て）ものとする。ただし、各月1日時点で県等の指定を受けていることを基準（定員数は指定日時点におけるものとする。）とし、各月2日以降に県等の指定を受けた場合は、翌月分からを対象とする。

様式第3号（第6条関係）

あわら市指令第 号

住所

事業者名

代表者名

あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで提出されたあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書について、あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

年 月 日

あわら市長 森 之嗣

1 補助年度	令和7年度
2 補助金等の名称	あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金
3 補助事業等の名称	あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業
4 補助金等の交付確定額	円
5 振込日	

様式第4号（第6条関係）

あわら市指令第 号

住所

事業者名

代表者名

あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで提出されたあわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金申請書兼請求書について、あわら市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱の規定に基づき審査した結果、次のとおり通知します。

年 月 日

あわら市長 森 之嗣

不交付とした理由

[ ]

- (1) この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。